

令和6年度東京都入院時食事療養支援金についてのQ&A（6月24日）

分類	no.	項目	回答
1. 対象事業者	以下の施設は対象になるか？		
	1	独立行政法人、公立、共済組合	対象になります。
	2	都の直営施設、指定管理者運営施設	対象になりません。
	3	介護医療院	対象になりません。
	4	特別養護老人ホームの医務室	対象になりません。
	5	企業・施設等の医務室	対象になりません。
	6	事業所は都内だが、開設者所在地が都外	対象になります。
	7	保険指定を受けていない事業者・自由診療のみの事業者	対象になりません。
2. 対象期間	1	交付対象期間途中の開設・閉院・休止	令和6年4月1日時点で開設されていれば対象となります。
3. 算定方法	1	算定はどのようにするのか。	算定方法は以下のとおりです。 1,600円×（令和6年4月1日時点の許可病床数）×2月（千円未満切捨て） <例> 令和6年4月1日時点の許可病床数が100床の病院の場合 1,600円×100床×2月＝320,000円
	2	病床はあるが食事の提供は行っていない	対象になりません。
4. 申請	1	同一法人で複数の事業所があるが、どのように申請したらよいか。	お手数ですが事業所ごとに申請ください。
	2	この支援金は課税対象か。	税務署に御確認ください。
	3	消費税仕入控除税額報告は必要か。	不要です。
	4	支援金は都の予算の範囲内において交付するとあるが、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての医療機関に支援金は支給されるのか。	申請内容が適正と認められれば、申請したすべての医療機関に支援金を支給します。 ただし、適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。
	5	病院の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。	変更があることが判明した時点で速やかに事務局まで御連絡ください。